

平成29(2017)年 月 日

いずも産業未来博実行委員会 御中

「いずも産業未来博2017」出展に関する誓約書

「いずも産業未来博2017」出展にあたり、「開催要項」及び「出展要領」を熟読のうえ内容を確認し、その定めに従うとともに、次の事項について誓約します。

- 開催前後及び開催期間中において、関係法令を厳守いたします。
- 出展にあたり、出展場所・展示方法などを含めた一切について、主催者の指示に従います。
- 出展にあたり、いかなるときも周囲への安全に十分注意します。万が一来場者等に怪我を負わせた場合は、一切の責任を取るとともに、速やかに主催者へ報告します。
- 来場者及び出展者間でのトラブル、紛争は起こしません。万が一トラブル、紛争が発生した場合は、一切の責任を取るとともに、速やかに主催者へ報告します。
- ブース内で生じたゴミ・汚水・残飯等及び出展場所付近については責任を持って整理・清掃し、ゴミは持ち帰ります。また、敷地内備品等を破損しないよう、細心の配慮をいたします。
- 未来博終了後、出展場所において清掃及び修復が必要となった場合、発生した費用は支払いをいたします。
- 主催者と十分な連携をとり、いかなるトラブルも起こしません。
- 第三者に名義を貸したり、借りたりはいたしません。
- 自己または自団体の役員・関係者等が次の各号のいずれにも該当しておりません。
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この様式において「暴力団員」という。）
 - ②暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ③自己、自団体または第三者の不正な利益を図る目的もしくは第三者に損害を与える目的を持って暴力団を利用するなどしている者
 - ④暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
 - ⑤暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑥暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用しているもの
- 出展するにあたり上記事項に違反した場合、直ちにブースを撤去いたします。
- 違反による撤去、未来博催行中止、事故、盗難、天災その他によって損害が生じても、一切主催者に対して要求いたしません。

【要確認事項】 以下事項について、再度確認のうえ、確認欄へ☑印の記入をしてください。

確認欄

- 「開催要項」「出展要領」記載内容を確認しました。
- 出展場所は事務局が決定する(出展場所の指定は出来ない)ことを確認しました。

住 所：

電 話 番 号：

会 社 ・ 団 体 名：

代 表 者 氏 名：

印

事務局では、安全で円滑な運営のために、公正で秩序ある運営を行ってまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。